

公益財団法人千葉市産業振興財団経営の見える化支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内中小企業者の安定的な経営維持による事業継続を促進するため、アドバイザーによるローカルベンチマーク（以下「ロカベン」という。）を活用した経営分析により、第三者からの目線で経営の見える化を図り、今後の経営計画策定並びに知的資産経営の実践へと繋げることを目的として公益財団法人千葉市産業振興財団（以下「財団」という。）が実施する経営の見える化支援事業について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）中小企業者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同項に規定する中小企業者が構成員の3分の2以上を占める任意のグループ（当該グループの構成員となっている中小企業者の利益となる場合に限る。）をいう。

（2）支援計画

コーディネーターが中小企業の高度なニーズに対応するために策定する計画

（3）アドバイザー

ロカベンや知的資産経営に関する専門知識を有し、財団理事長（以下「理事長」という。）が認めた者をいう。

（支援対象者）

第3条 支援の対象者（以下「支援対象者」という。）は、千葉市内に本店若しくは事業所を置く中小企業者（個人事業主除く）で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

（1）市税を滞納している者

（2）事業所の操業に際し、重大な法令違反等がある者

（3）暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

（4）法人にあっては、代表者又は役員が暴力団員である者

（5）法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当する者

（6）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

（7）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行うおそれのある者

（8）脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行うおそれのある者

（9）風説を流布し、偽計又は威力を用いて千葉市の信用を棄損し、又は千葉市の業務を妨害する行為を行う者及びおそれのある者

（10）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の「風俗営業」を行う者

（11）宗教活動または政治活動を目的とする者

（12）みなし大企業

（13）法令及び公序良俗に反する事業を行う者

（14）過去に財団が行う事業において不正な行為を行った者及びその者が役員又はその他役員に相当する役職（顧問、相談役等）に就任している法人

(15) 前各号に準ずる行為を行う者

(16) その他、理事長が助成金の交付を不適當と認める者

(支援の申請)

第4条 支援の申請をする者（以下「申請者」という。）は、経営の見える化支援事業申請書（様式第1－1号）と誓約書（様式第1－2号）に理事長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

2 採択は、一の年度において一の中小企業者につき、1回に限るものとする。

3 本事業において採択された者が年度を超えての連続申請はできないものとする。

(支援の決定)

第5条 理事長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、基本情報（様式第2－1号）、支援計画書（様式第2－2号）及びその他必要書類をもって審査し、支援の可否を決定し、経営の見える化支援事業支援可否決定通知書（様式第3号）により申請者に通知をする。

2 前項の審査の前にコーディネーターは申請者に対するヒアリング調査等を行い、支援計画書を作成するものとする。

3 第1項の審査の詳細については別途定める。

4 理事長は、支援を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 申請者が、第4条第1項の支援の申請の取下げを行う場合は、経営の見える化支援事業取下届出書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

(支援事業の中止)

第7条 支援の決定を受けた支援対象者（以下「支援事業者」という。）は、やむを得ない事情により、支援事業を中止する場合は、事前にコーディネーターと十分協議の上、経営の見える化支援事業中止届（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 支援事業者は、支援事業の実績等の報告をしようとするときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日までに、コーディネーターが作成した経営の見える化支援事業支援報告書（様式第6－1号）と、経営の見える化支援事業報告書（様式第6－2号）に理事長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

(支援決定の取消等)

第9条 理事長は、支援事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、支援の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 支援事業者の過失と判断される事由によって事業の遂行が明らかに困難になったとき、又は事業の完了が大幅に遅延すると判断される場合

(2) 支援事業者が、理事長の承諾なしに事業の遂行にあたり生じた権利又は義務を第三者に委託

し、又は請け負わせ、若しくは譲渡したとき

(3) 第3条の各号に規定する事項のいずれかに該当したとき

(4) その他理事長が支援を決定する又は決定したことが不適当と認めるとき

2 理事長は、第1項の規定により、支援の決定の全部又は一部を取消すときは、経営の見える化支援事業支援決定取消通知書（様式第7号）により、支援事業者へ通知するものとする。

（事後評価及び効果の確認）

第10条 理事長は、一定期間経過後に支援事業者に対してヒアリングを行うなど、随時、事業効果を把握するものとする。

（アドバイザーの業務範囲）

第11条 支援事業者へのアドバイザーの業務範囲については、業務委託仕様書に記載の内容に則してアドバイス等を行うものとし、これを超える業務等については、本事業の対象外とする。

（アドバイザーの守秘義務）

第12条 アドバイザーは、委託業務を遂行することにより知り得る支援事業者の秘密を厳守し、自己の利益のために利用してはならない。また、理事長は、支援事業者とアドバイザーとの間で秘密保持契約の締結等の措置を講ずるよう促すものとする。

（免責）

第13条 財団が行う支援の決定は、支援事業者の商品及びサービス等についての正確性や妥当性を保証するものではない。

2 財団の故意又は重大な過失により、支援事業の執行について支援事業者に損害が生じた場合、財団は支援事業者に対し、同人に直接かつ現実に生じた通常の損害に限って賠償責任を負う。この場合、支援事業者は財団に対し、その余の損害については賠償請求をせず、かつ履行請求権及び解除権は行使しない。

3 財団は申請者が支援事業を利用できなかったことにより発生した一切の損害について、いかなる責任も負わないものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。